

商品概要説明書

(令和5年10月10日現在)

商品名	災害復旧ローン（令和5年台風13号被害）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等による被害(※)を受けた個人の方 ・ 以下の条件を満たし、全国しんくみ保証(株)の保証（(株)オリエントコーポレーションの再保証）が得られる方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 申込時の年齢が満20歳以上で、完済時76歳未満の方 (2) 当組合とお取引がある方、または同居する家族のお取引がある方 (3) 当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方 <p>【取扱期間】 令和5年10月10日（火）～令和6年3月29日（金）</p> <p>※本ローンは、令和5年台風第13号で被害を受けた方が対象となります。</p>
お使いみち	<p>災害復旧資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家具、家電等の修理、買い換え資金 ②被災住宅の補修、修繕、取壊し資金 ③外構工事資金 ④自動車の修理、買い換え資金 ⑤墓石の改修資金 ⑥その他保証会社が認めた資金使途 <p>※事業性資金、旧債返済資金は除きます。</p> <p>但し、④については旧債返済資金も対象となります。</p>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上500万円以下（1万円単位） <p>※インターネットからお申込の場合は300万円以内となります。</p> <p>301万円以上のお借入をご希望の方は、営業店窓口でお申込みください。</p>
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8年以内（最長1年の元金据置期間を含みます）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 年2.5%（保証料を含みます）
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等毎月返済（ボーナス併用返済可） <p>但し、ボーナス併用の増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります。</p>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国しんくみ保証(株)の保証を利用いたしますので、担保は必要ありません。 ・ ご融資金額300万円以下・・・連帯保証人は原則必要ありません ・ ご融資金額301万円以上・・・連帯保証人が必要となります（原則1名以上） <p>ただし、保証会社が保証条件とする場合は、ご融資金額にかかわらず連帯保証人が必要となります。</p>

商品名	災害復旧ローン（令和5年台風13号被害）
必要書類	<p>①本人確認資料</p> <p>以下の本人確認資料をご用意ください（いずれか1点）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート（令和2年2月3日以前に申請された所持人記載欄があり、住所を確認できるもの） ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・マイナンバーカード（表面部分のみ） ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの） ・健康保険被保険者証（写真付き確認資料がない場合） <p>※記号・番号をマスキングして使用いたします。</p> <p>・その他、必要な書類をお願いする場合がございます。</p> <p>※申込人が外国人の場合、上記の確認資料に加え、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご用意ください。</p> <p>②所得証明書</p> <p>a. 給与所得者 源泉徴収票または所得証明書（その他公的な証明でも可）</p> <p>b. 個人事業主 納税証明書または確定申告書（写）</p> <p>③災害証明書等</p> <p>原則、罹災証明書または被災証明書をご用意ください。</p> <p>※証明書の取得が申込時点で間に合わない場合は、後日ご提出いただきます。</p> <p>また、証明書の取得ができない場合は、被災した事実を当組合所定の方法で確認します。</p> <p>④資金使途確認資料</p> <p>ご融資金額が301万円以上の場合は、見積書等の資金使途の確認できる資料をご用意ください。</p>
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の際、印紙税（実費）をご負担いただきます。 ・ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額50万円以上の場合、1,100円（消費税込）をお支払いいただきます。
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上でご返済額の試算ができます。
ご融資の実行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合のご本人様名義の返済用口座への入金とさせていただきます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。</p> <p>【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】</p> <p>電 話：0120-310-206</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）</p>

商品名	災害復旧ローン（令和5年台風13号被害）
	<p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>

- くわしくは、店頭にお問合せください。
- ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください